

平成 29 年 8 月 10 日

株 主 各 位

愛媛県四国中央市金生町下分 182 番地
ユニ・チャーム株式会社
代表取締役 社長執行役員 高原 豪久

中間配当金支払いに関する取締役会決議ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、平成 29 年 8 月 10 日開催の当社取締役会決議により、第 58 期（平成 29 年 1 月 1 日から平成 29 年 12 月 31 日まで）中間配当金の支払いにつきましては、下記のとおりとなりましたのでご通知申しあげます。

敬 具

記

当社定款の規定に基づき、平成 29 年 6 月 30 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主もしくは登録株式質権者に対し、次のとおり中間配当金を支払う。

- | | |
|------------------|--------------------|
| 1. 中 間 配 当 金 | 1 株につき 9 円 |
| 2. 効力発生日および支払開始日 | 平成 29 年 9 月 4 日（月） |

以 上

.....

中間配当金領収証はきたる 9 月 1 日（金）にお届出ご住所宛にご送付申しあげます。
なお、口座振込をご指定の方には、9 月 4 日（月）付をもってご指定の口座にお振込の
手続きをいたします